

短期入所生活介護の報酬・基準について(案)

緊急時の受け入れの推進について①

論点1

短期入所生活介護において、緊急時の円滑な受け入れが促進されるように、緊急短期入所に係る加算の見直しや、緊急時における居室以外での受け入れを可能としてはどうか。

① 緊急短期入所に係る加算の見直し

短期入所生活介護において、緊急時の円滑な受け入れが促進されるように、緊急短期入所に係る加算を見直してはどうか。

対応案

- 空床確保の体制を評価している「緊急短期入所体制確保加算」については、事業所の全利用者について算定することとなっているが、この仕組みは廃止する。
- 居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急的に行う場合を評価する「緊急短期入所受入加算」については、要件を緩和し、評価を引き上げる。

緊急短期入所体制確保加算・緊急短期入所受入加算の要件について

- 空床確保を評価する「緊急短期入所体制確保加算」については、利用定員の100分の5に相当する空床を確保し、前3月における利用率が100分の90以上の場合、利用者全員に算定可能。
- ケアプランにおいて当該日に利用することが計画されていない利用者を緊急的に受け入れることを評価する「緊急短期入所受入加算」については、100分の5の緊急確保枠以外の空床利用者は算定不可。
- 連続する3月間において、緊急短期入所受入加算を算定しない場合、続く3月間においては、緊急短期入所体制確保加算・緊急短期入所受入加算いずれも算定不可。

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）

8 短期入所生活介護費

注10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し指定短期入所生活介護を行った場合は、緊急短期入所体制確保加算として、1日につき40単位を所定単位数に加算し、当該指定短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、緊急短期入所受入加算については、注6を算定している場合は、算定しない。また、当該事業所において、連続する3月において緊急短期入所受入加算を算定しなかった場合は、当該連続する3月の最終月の翌月から3月の間に限り緊急短期入所体制確保加算及び緊急短期入所受入加算は、算定しない。

○厚生労働大臣が定める基準（平成24年3月13日厚生労働省告示第96号）

二十 短期入所生活介護費における緊急短期入所体制確保加算の基準

- イ 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）において、緊急に指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第百二十条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。）を受け取る必要がある者（現に指定短期入所生活介護を受けている利用者を除く。以下この号において同じ。）を受け入れるために、利用定員の百分の五に相当する数の利用者に対応するための体制を整備していること。
- ロ 算定日が属する前三月間において、利用定員に営業日数を乗じた総数のうち、利用延人員の占める割合が百分の九十以上であること。

○厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成24年3月13日厚生労働省告示第95号）

十七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注10の厚生労働大臣が定める者

次のいずれにも適合している者

- イ 利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準第百二十条に規定する指定短期入所生活介護をいう。ロにおいて同じ。）を受け取ることが必要と認めたる者
- ロ 現に利用定員の百分の九十五に相当する数の利用者に対応している指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第二十一条に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）において、緊急に指定短期入所生活介護を受け取る必要がある者

(参考) 短期入所療養介護における緊急短期入所受入加算の要件について

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成12年2月10日厚生省告示第19号)

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

注9 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注8の加算を算定している場合は、算定しない。

○厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等 (平成24年3月13日厚生労働省告示第95号)

二十 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注9、ロ(1)から(5)までの注8、ハ(1)から(3)までの注6及びニ(1)から(4)までの注4の厚生労働大臣が定める利用者
利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所療養介護(指定居宅サービス等基準第百四十一条に規定する指定短期入所療養介護をいう。)を受けることが必要と認められた者

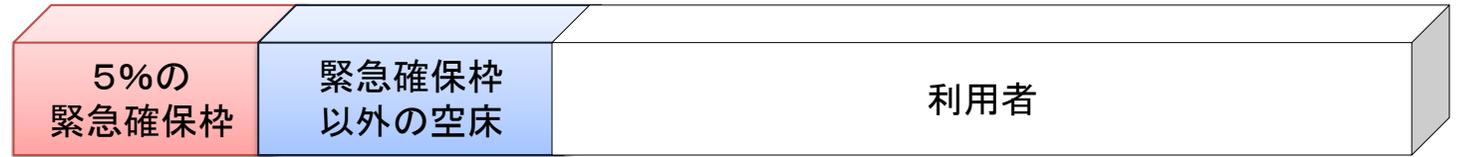
(参考) 空床確保と緊急時の受け入れに対する評価 (現行の仕組み)

【加算の全体像】

① 緊急の利用者A

緊急確保枠以外の空床を優先して利用
→ 緊急短期入所受入加算は算定できない

短期入所生活介護
事業所の専用床
(過去3月の稼働率が
90%以上)



② 緊急の利用者B

緊急確保枠以外の空床がなく、緊急確保枠を利用する場合
→ 緊急短期入所受入加算の算定が可能

※ また、緊急確保枠以外の空床では必要な利用日数が確保できない、又は男女部屋等の関係から利用できない等の事情により緊急確保枠を利用した場合も緊急受入加算を算定可能

確保した5%の緊急確保枠について、連続する3月間において緊急短期入所受入加算の算定がない場合、続く3月間は緊急短期入所体制確保加算及び緊急短期入所受入加算の算定はできない

【加算のイメージ】

一般の利用者 40単位

緊急の利用者(5%の緊急確保枠利用者) 100単位

当該加算を算定する事業所における利用者ごとの加算額

緊急短期入所体制確保加算 40単位

緊急短期入所受入加算 60単位

緊急短期入所体制確保加算 40単位

緊急短期入所に係る加算に関する意見等

「加算の要件が煩雑」、「緊急利用の恩恵を受けるのは一部の方であっても、利用者全員から加算料金を負担してもらわないといけないことに申し訳なさを感じる」等の意見があった。

【緊急短期入所体制確保加算を算定している事業所からの意見等】

- ・ 緊急短期入所受入加算の算定が3ヶ月続けてなかった場合、加算が算定ができなくなるという要件は、その都度利用者家族やケアマネージャーに説明して同意を得る事が必要であり、かなり煩雑。
- ・ 緊急利用の恩恵を受けられるのはごく一部であっても、利用者全員から加算料金の負担をしてもらわないといけないことに申し訳なさを感じる。
- ・ 事業所努力で空床確保はできても、緊急での利用希望者は事業所努力で生み出すことは出来ないため、3ヶ月の間に緊急受入が必要という要件は厳しい。
- ・ 緊急の場合、職員の確保が困難。
- ・ 緊急時に空床が無く本当に困っている方にご利用頂けなかった事が有る。緊急時の受入はショートの本来的有るべき姿だと思う。
- ・ 通常短期入所生活介護を利用されているご家族には、緊急時に利用できることは、安心して在宅介護ができると、理解してもらっている。

【出典】平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成24年度調査）「短期入所生活介護等における緊急時のサービスの提供状況に関する調査」

緊急短期入所に係る加算の算定状況

- 平成26年4月における短期入所生活介護の提供日数のうち、緊急短期入所体制確保加算の提供日数の割合は1.5%であり、当該加算を創設した平成24年4月比べると減少傾向にある。
- また、短期入所生活介護の提供日数のうち、緊急短期入所受入加算の提供日数の割合は、0.02%であった。

○短期入所生活介護のうち緊急短期入所加算を算定している割合 (%)

	H24.4	H25.4	H26.4
緊急短期入所体制確保加算	1.8%	1.8%	1.5%
緊急短期入所受入加算	<u>0.02%</u>	<u>0.02%</u>	<u>0.02%</u>

○サービス提供日数 (単位:千日)

	H24.4	H25.4	H26.4
短期入所生活介護	3,075	3,274	3,401
緊急短期入所体制確保加算	55.5	58.2	51.6
緊急短期入所受入加算	0.5	0.8	0.8

(参考)

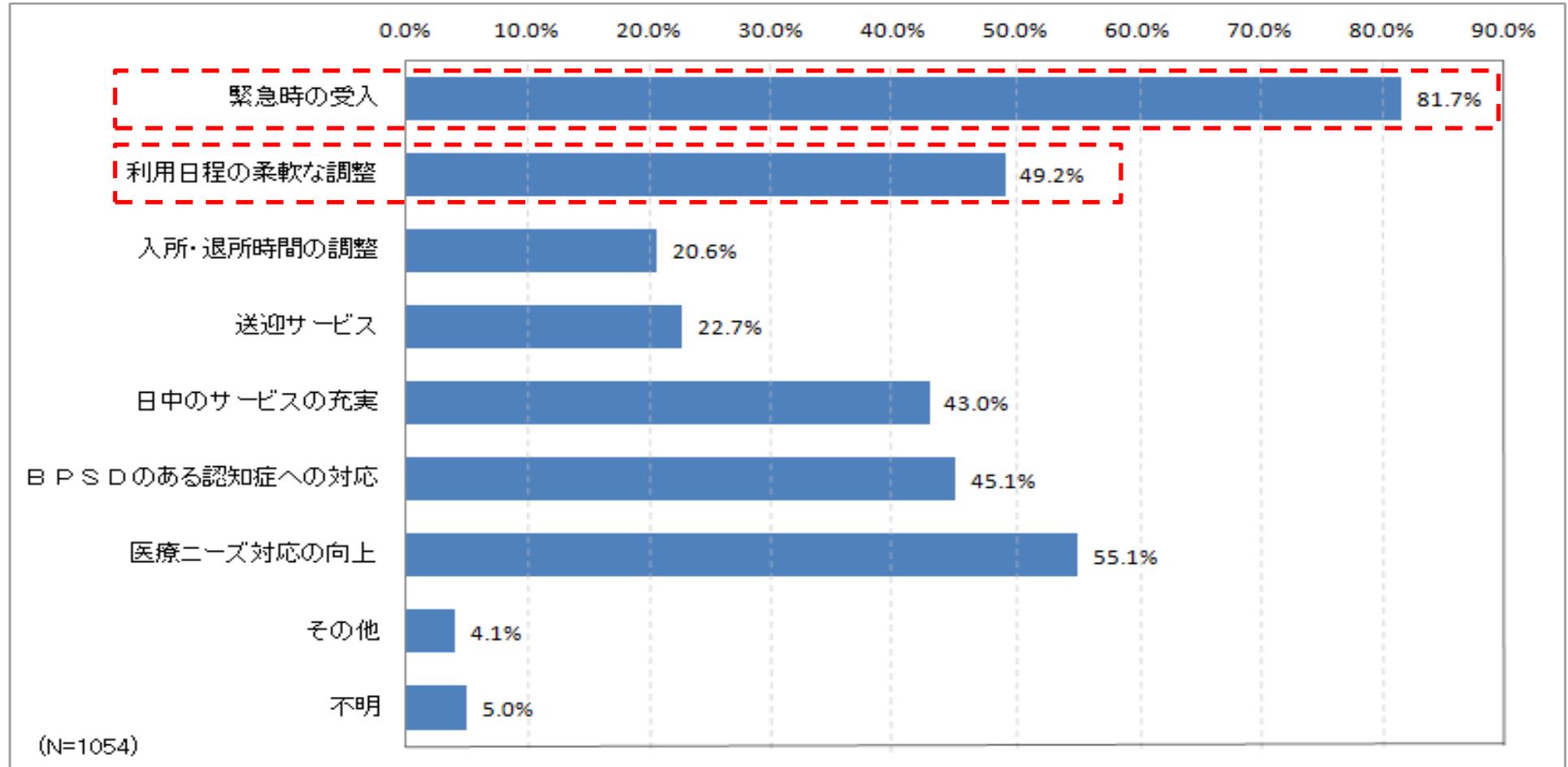
○短期入所生活介護請求事業所数

	H24.4	H25.4	H26.4
請求事業所数	8,371	8,897	9,428

短期入所生活介護に対する要望

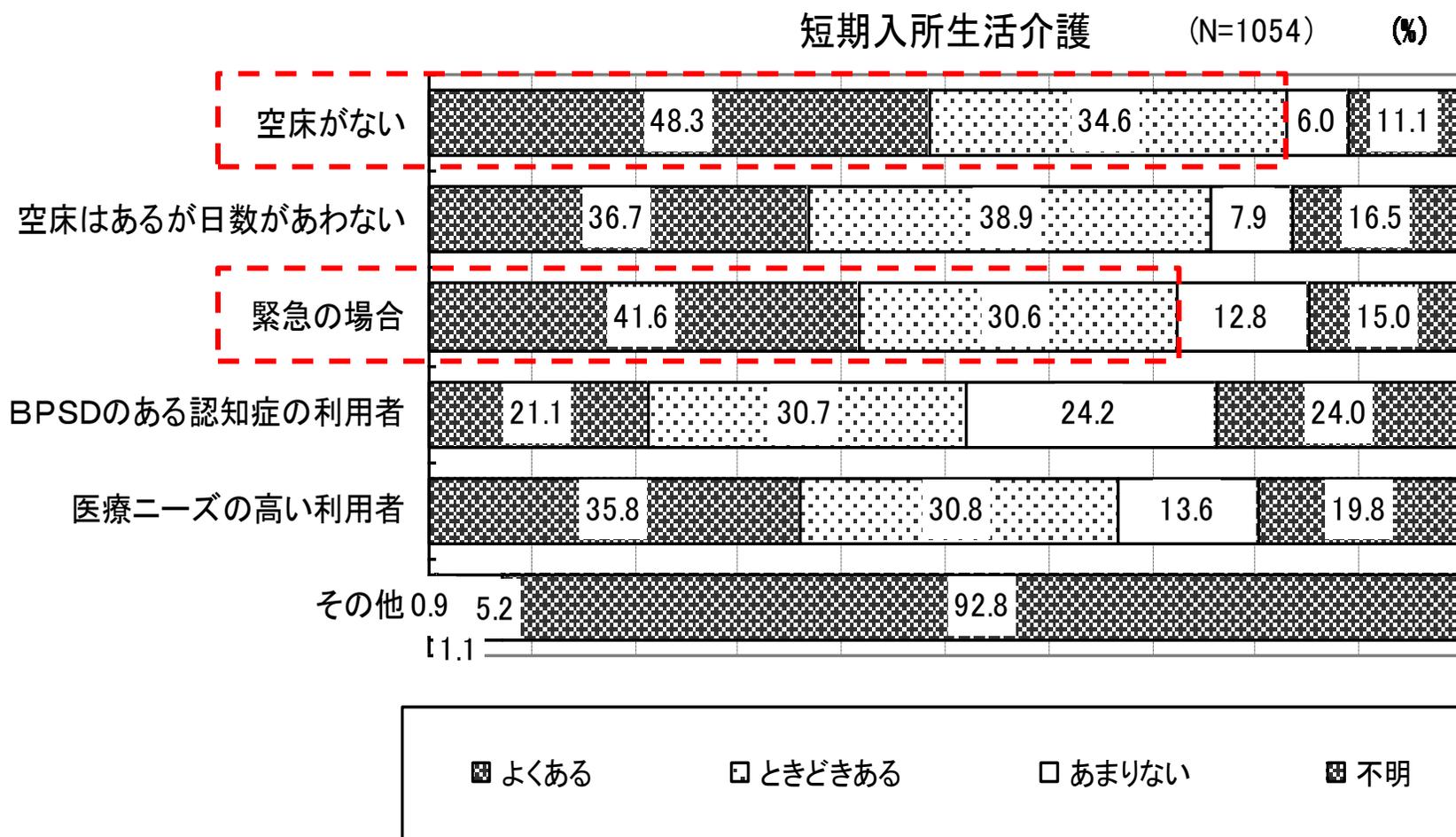
短期入所生活介護に対する要望としては、「緊急時の受入」や「利用日程の柔軟な調整」といった緊急対応の要望が多い。

【短期入所生活介護に対する要望(複数回答)(対象者:介護支援専門員)】



短期入所生活介護の利用申込みを拒否された経験とその理由

短期入所生活介護の申し込みを拒否された経験をケアマネジャーに尋ねたところ、「空床がない」で拒否されたことが「よくある」「ときどきある」を合わせると82.9%、「緊急の場合」で拒否されたことが「よくある」「ときどきある」を合わせると72.2%であった。



緊急時の受け入れの推進について②

- ② 短期入所生活介護における緊急時における基準緩和
短期入所生活介護における緊急時の受け入れを促進するため、緊急やむを得ない場合には、居室以外での受け入れを認めてはどうか。

対応案

- 短期入所生活介護の提供は、利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急やむを得ないと認めた場合などの一定の条件下においては、専用の居室以外の静養室での受け入れを可能とする。

短期入所生活介護の設備・運営基準について

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）

（利用定員等）

第百二十三条 指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を二十人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第百二十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、この限りでない。

（設備及び備品等）

第百二十四条

- 3 指定短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。
- 4 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

（定員の遵守）

第百三十八条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 第百二十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所にあっては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- 二 前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

やむを得ない理由等による定員超過の報酬上の取扱い

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
（平成11年3月31日厚生省令第37号）

第二 居宅サービス単位数表（短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表

1 通則

(3) 定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について

⑤ 災害、虐待の受け入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。

2 短期入所生活介護

(2) やむを得ない措置による定員の超過

利用者数が利用定員を超える場合は、原則として定員超過利用による減算の対象となり、所定単位数の100分の70を乗じて得た単位数を算定することとなるが、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第三号の規定による市町村が行った措置（又は同法第11条第1項第二号の規定による市町村が行った措置（特別養護老人ホームの空床利用の場合のみ））によりやむを得ず利用定員を超える場合は、利用定員に100分の105を乗じて得た数（利用定員が40人を超える場合にあっては、利用定員に2を加えて得た数）までは減算が行われないものであること（通所介護費等の算定方法第3号イ）。なお、この取扱いは、あくまでも、一定的かつ特例的なものであることから、速やかに定員超過利用を解消する必要がある。

（参考）静養室の一例



論点2

ADL・IADLの維持・向上を目的として機能訓練を実施している事業所を人員配置の体制面から評価してはどうか。

対応案

- 利用者の住まいを訪問した上で、個別の機能訓練計画を作成する。
- その上で、専従の機能訓練指導員を配置し、在宅生活継続に資する目的で、ADL・IADLの維持・向上を目的とした個別の機能訓練を実施する場合には、新たに加算で評価する。

短期入所生活介護における在宅生活の継続に資する機能訓練の実施状況について

- 単独型事業所においては、機能訓練指導員による訓練が行われている割合は37.4%であり、併設型・空床型事業所に比べて機能訓練が行われている割合が高い傾向にある。
- また、単独型事業所で在宅生活の継続に資する機能訓練を目的とした利用者を受け入れている割合は34.1%であり、併設型・空床型事業所に比べ機能訓練を目的とした利用が多い傾向にある。

【短期入所生活介護における機能訓練の実施状況】

実施形態別	機能訓練指導員による訓練の実施		合計 (n=343)
	なし	あり	
単独型	77	46	123
	62.6%	37.4%	100.0%
併設型	139	57	196
	70.9%	29.1%	100.0%
空床型	20	4	24
	83.3%	16.7%	100.0%

【短期入所生活介護の利用者の目的】

	在宅生活の継続に資する 機能訓練を目的とした利用者の受入		合計 (n=343)
	なし	あり	
単独型	81	42	123
	65.9%	34.1%	100.0%
併設型	145	51	196
	74.0%	26.0%	100.0%
空床型	21	3	24
	87.5%	12.5%	100.0%

【出典】平成26年度老人保健健康増進等事業「短期入所生活介護におけるレスパイトケアのあり方及び在宅生活の継続に資するサービス提供の在り方に関する調査研究事業（中間集計値）」（日本介護支援専門員協会）

機能訓練指導員による訓練を実施している事業所の人員配置の状況

- 機能訓練指導員による訓練を行っている単独型事業所は、機能訓練指導員による訓練を実施していない事業所より全体として1.22人が加配されている。
- 機能訓練指導員による訓練を行っている単独型事業所においては、機能訓練指導員による訓練を実施していない事業所に比べ、機能訓練指導員だけでなく介護職員も多く、事業所全体として手厚い人員を配置している傾向が見られる。

【単独型事業所における人員配置(常勤換算)】 n=346

機能訓練指導員による訓練の実施	配置された平均人員数(常勤換算)					
	医師	看護職員	生活相談員	介護職員	機能訓練指導員	合計
あり(n=128)	0.28	1.89	1.28	12.21	1.08	16.74
なし(n=218)	0.27	1.75	1.32	11.43	0.75	15.52
加配状況	0.01	0.14	-0.03	0.77	0.34	1.22

(参考)【併設型事業所における人員配置(常勤換算)】 n=502

機能訓練指導員による訓練の実施	配置された平均人員数(常勤換算)					
	医師	看護職員	生活相談員	介護職員	機能訓練指導員	合計
あり(n=171)	0.36	3.29	1.42	21.54	1.20	27.80
なし(n=331)	0.34	2.68	1.27	18.80	0.86	23.95
加配状況	0.02	0.61	0.15	2.74	0.34	3.85

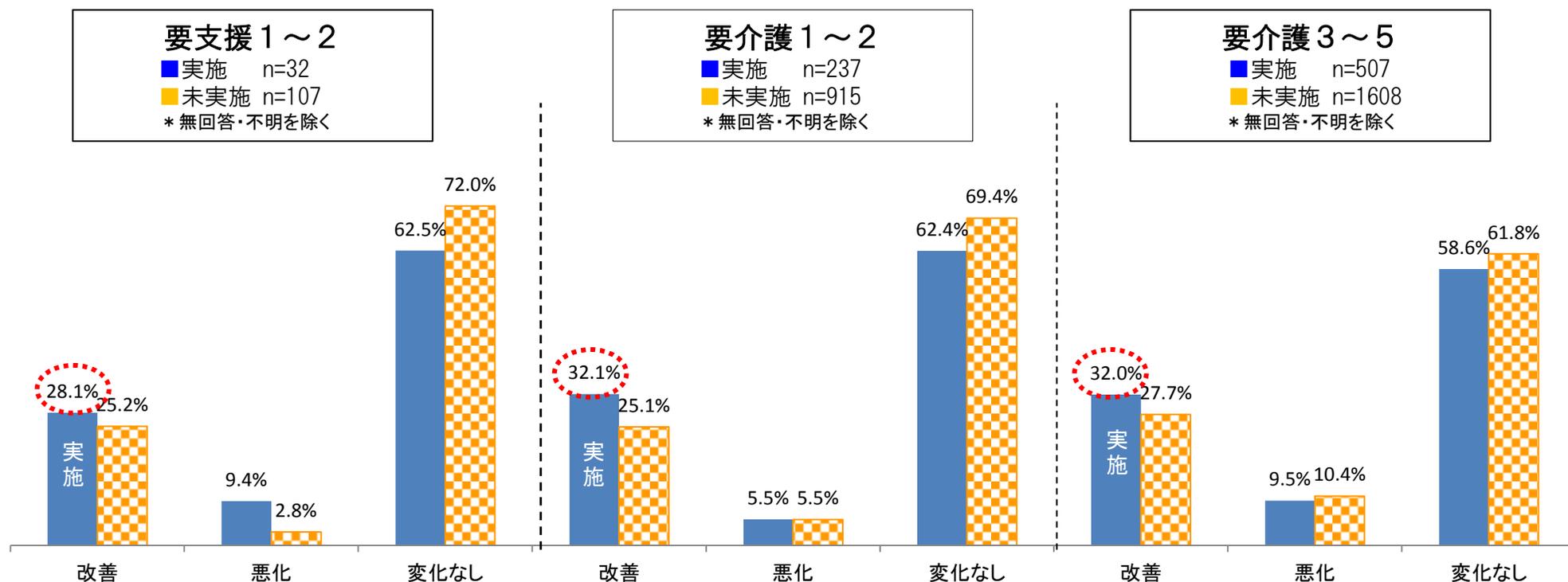
(注) 併設型事業所の人員配置は、特養等の本体施設の人員配置も合わせた数のため、単独型事業所より多い人員数となっている。

【出典】平成26年度老人保健健康増進等事業「短期入所生活介護におけるレスパイトケアのあり方及び在宅生活の継続に資するサービス提供の在り方に関する調査研究事業(中間集計値)」(日本介護支援専門員協会)

機能訓練指導員による訓練を実施した場合のADL・IADLの変化（単独型事業所）

○ 機能訓練指導員による訓練を実施している単独型事業所は、実施していない事業所と比べ利用者のADL・IADLの改善割合が高い傾向がある。

ADL・IADLの変化
機能訓練指導員による訓練の実施別

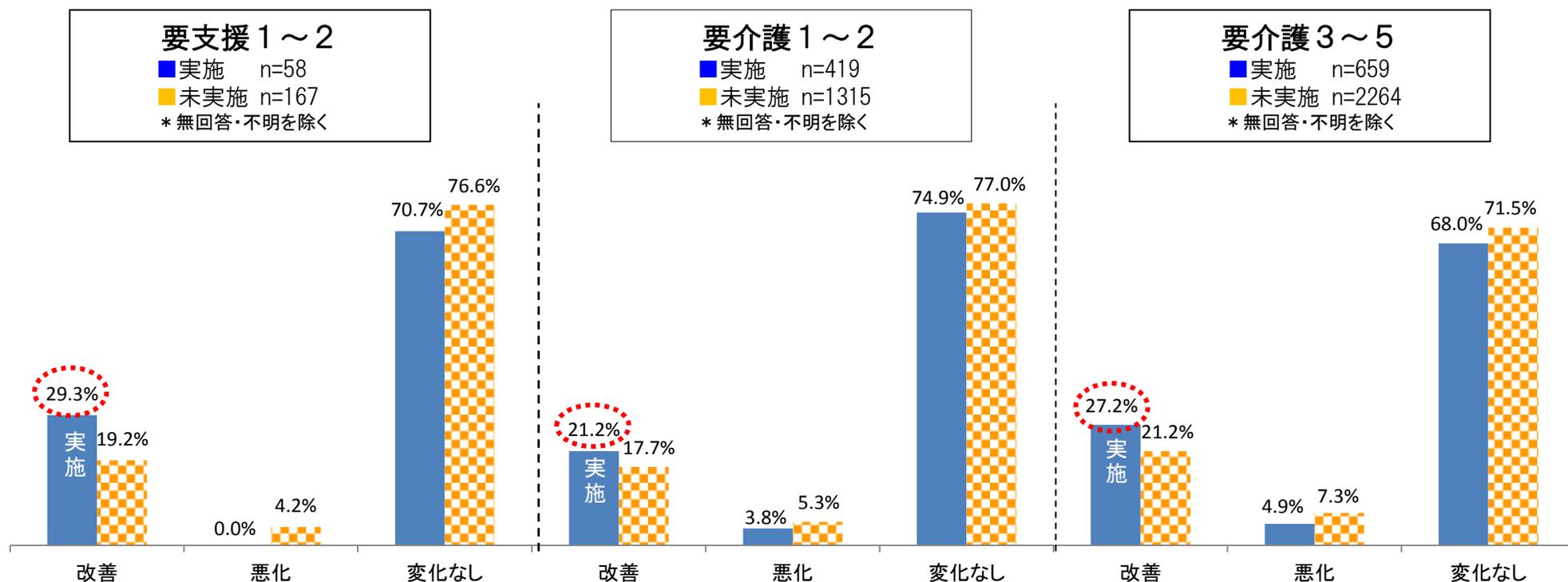


【出典】平成26年度老人保健健康増進等事業「短期入所生活介護におけるレスパイトケアのあり方及び在宅生活の継続に資するサービス提供の在り方に関する調査研究事業（中間集計値）」（日本介護支援専門員協会）

機能訓練指導員による訓練を実施した場合のADL・IADLの変化（併設型事業所）

○ 機能訓練指導員による訓練を実施している併設型事業所は、実施していない事業所と比べ利用者のADL・IADLの改善割合が高い傾向がある。

ADL・IADLの変化
機能訓練指導員による訓練の実施別



【出典】平成26年度老人保健健康増進等事業「短期入所生活介護におけるレスパイトケアのあり方及び在宅生活の継続に資するサービス提供の在り方に関する調査研究事業（中間集計値）」（日本介護支援専門員協会）

短期入所生活介護の利用目的

利用者がADL・IADLの維持・改善を目的とした訓練等をうけるために、短期入所生活介護を利用している割合も8.8%ある。

利用者の利用目的	件数	%	利用者の利用目的	件数	%
(1)介護者、家族の心身の負担軽減のため	7,253	80.3	(20)利用者の認知症への対応	2,047	22.7
(2)介護者、家族の疲弊に伴う利用者の状態像悪化を防ぐため	2,733	30.2	(21)利用者の精神疾患症状への対応	528	5.8
(3)介護者、家族の冠婚葬祭、旅行等のため	993	11.0	(22)在宅での対応は難しいものの入院は必要ないレベルの利用者の体調悪化に対応するため	749	8.3
(4)介護者、家族の急病のため	409	4.5	(23)在宅での対応は難しいものの入院・入所は必要ないレベルの利用者の機能・ADLの低下に対応するため	1,022	11.3
(5)病院等や介護保険施設から退院・退所した利用者に医療的ケアを提供するため	212	2.3	(24)利用者への虐待やネグレクトへの対応	164	1.8
(6)病院等や介護保険施設から退院・退所した利用者の機能・ADL・体力等の回復を図るため	470	5.2	(25)夜間の見守りのため	1,653	18.3
(7)病院等や介護保険施設から退院・退所した利用者の在宅生活復帰の可能性を評価するため	120	1.3	(26)利用者が閉じこもり状態となることを防止するため	1,366	15.1
(8)病院等や介護保険施設から退院・退所した利用者の在宅生活準備のため	146	1.6	(27)短期入所生活介護事業所若しくはその併設事業所が行うイベント等に参加するため	163	1.8
(9)利用者の生活パターンの把握(介護支援専門員のアセスメントの補足)のため	207	2.3	(28)友人とともに宿泊したいなど利用者本人が短期入所を利用することを希望するため	165	1.8
(10)利用者がADL・IADLの維持・改善を目的とした訓練等を受けるため	793	8.8	(29)(独居等の方が)誕生日など特別な日を独りで過ごしたくないとの意向をかなえるため	27	0.3
(11)利用者が身体機能の維持・改善を目的とするリハビリテーションを受けるため	482	5.3	(30)上記(27)～(29)以外の理由による利用者本人の希望をかなえるため	161	1.8
(12)利用者のリハビリテーション上の定期的評価を行うため	113	1.3	(31)上記には該当しないものの利用者のADL・IADLの維持・改善のため	1,049	11.6
(13)生活のリズムをつくる(取り戻す)ため	1,708	18.9	(32)施設の入所待ち	1,325	14.7
(14)アルコール依存症の方のアルコール断ち	34	0.4	(33)介護施設や居住系サービスの代用として	349	3.9
(15)食事療法の指導のため(低栄養の改善・過食に対する指導など)	206	2.3	(34)施設入所に向けた体験入所	164	1.8
(16)合併症・併発症の定期的なコントロールを行うため	86	1.0	(35)事業所から利用を働きかけたため	65	0.7
(17)熱中症対策等夏場の生活環境の悪化に対応するため	735	8.1	(36)その他	298	3.3
(18)特別な悪天候(台風等)に対応するため	84	0.9	無回答	90	1.0
(19)家族介護者に対して介護方法の指導を行うため	104	1.2	合計	9,037	-

【出典】平成26年度老人保健健康増進等事業「短期入所生活介護におけるレスパイトケアのあり方及び在宅生活の継続に資するサービス提供の在り方に関する調査研究事業(中間集計値)」(日本介護支援専門員協会)

短期入所生活介護における機能訓練指導員の加算

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）

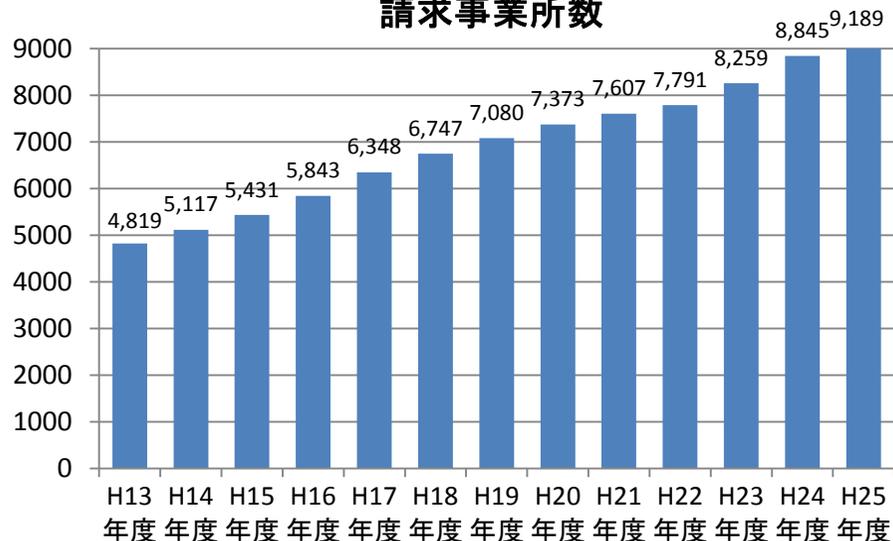
8 短期入所生活介護費

注3 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているもの（利用者の数（指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所又は同条第4項に規定する併設事業所である指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用者の数及び同条2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。）又は指定居宅サービス基準第124条第4項に規定する併設本体施設の入所者又は入院患者の合計数。以下この注3において同じ。）が100を超える指定短期入所生活介護事業所にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法（指定居宅サービス基準第2条第七号に規定する常勤換算方法をいう。特定施設入居者生活介護費の注4において同じ。）で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの）として都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

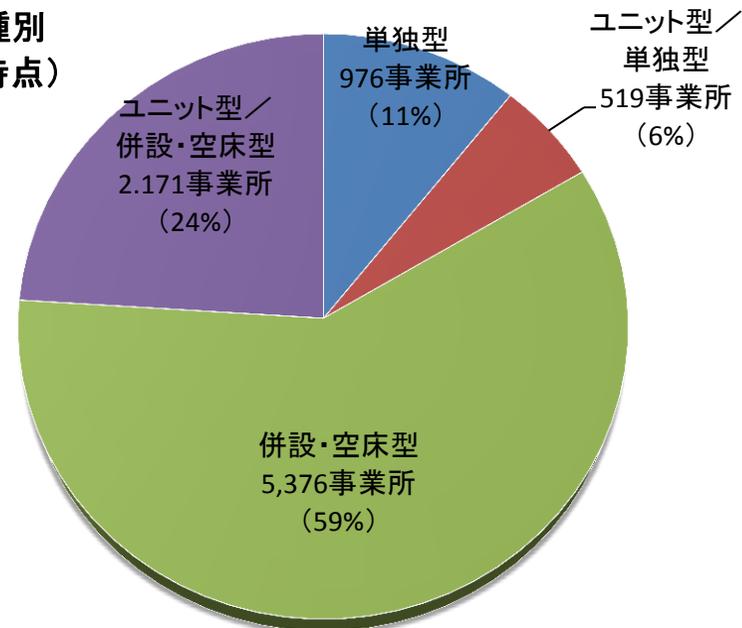
短期入所生活介護の事業所数

- 請求事業所数は、一貫して増加傾向にある。
- 特養等に併設される併設型事業所(ユニット型含む)が84%を占める。
- 平成17年と比べ、単独型が約3倍、ユニット型(単独型・併設型)が約6倍に増加している。その一方で、併設型はほとんど増えていない。

請求事業所数



事業所種別 (H25.10時点)



注) 各年度の請求事業所数の値は、介護給付費実態調査月報を用いて、各年度の3月サービス分(4月審査分)の値としている(つまり、各年度末の値を記載している)。

事業所種別毎の推移

審査月	単独型		ユニット型／単独型		併設・空床型		ユニット型／併設・空床型		計
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	
H17.10	347	5.7%	88	1.4%	5,227	85.6%	444	7.3%	6,106
H19.10	531	7.6%	225	3.2%	5,269	75.1%	989	14.1%	7,014
H21.10	634	8.4%	301	4.0%	5,276	70.0%	1,328	17.6%	7,539
H23.10	766	9.5%	373	4.6%	5,313	65.8%	1,631	20.2%	8,080
H25.10	976	10.8%	519	5.7%	5,376	59.5%	2,171	24.0%	9,038

(出典)介護給付費実態調査

短期入所生活介護の利用定員

単独型事業所の平均利用定員は、25.1人、併設型事業所の平均利用定員は13.4人であった。

○短期入所生活介護事業所数(介護報酬上の届出種別)

単独型	(再掲)単独型・単独ユニット型	併設型	単独ユニット型	併設ユニット型

○短期入所生活介護事業所の定員数の合計(介護報酬上の届出種別) (単位:人)

単独型	(再掲)単独型・単独ユニット型	併設型	単独ユニット型	併設ユニット型

○定員の平均値 (単位:人)

単独型	25.1
併設型	13.4

短期入所生活介護の基本方針等について

○介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）

第八条 この法律において「居宅サービス」とは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売をいい、「居宅サービス事業」とは、居宅サービスを行う事業をいう。

9 この法律において「短期入所生活介護」とは、居宅要介護者について、老人福祉法第五条の二第四項の厚生労働省令で定める施設又は同法第二十条の三に規定する老人短期入所施設に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）

（基本方針）

第百二十条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

重度者への対応の強化

論点3

重度者の増加に対応するため、手厚い健康管理及び医療との連携を評価してはどうか。

対応案

- 以下の事業所要件を満たし、重度な利用者を受け入れた場合、医療連携強化加算(仮称)として評価する。

【事業所要件】

- (1) 看護体制加算(Ⅱ)を算定していること。
- (2) 急変の予測や早期発見等のため、看護職員による定期的な巡視を行っていること。
- (3) 主治の医師と連絡が取れない等の場合に備えてあらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応に係る取り決めを行っていること。
- (4) 急変時の医療提供の方針について、利用者から合意を得ていること。

【利用者要件】

看護職員による手厚い健康管理を要する状態であること。

短期入所生活介護における重度者への対応

同一日の併算不可

在宅中重度者
受入加算
(421単位等/日)

医療連携強化加算
(仮称)

看護職員の定期的な巡視による健康管理
及び急変時の医療との連携体制の確保
(在宅での訪問看護利用実績を問わない)

在宅で訪問看護利用がある中重度
の利用者への看護の対応
(委託契約に基づいて訪問看護事
業所に支払う)

訪問看護事業所



連携

看護体制加算※
(4単位/日他)

利用者の重度化や医療ニーズに
対応するため、看護師の常勤配置
や基準を上回る看護職員の配置が
ある場合に加算



医療機関

連携



短期入所生活介護

入院
(医療保険)

訪問診療・往診
(医療保険)

- 急変等に備えた手厚い健康管理
- 医療機関等との連携

配置医は、初・再診料、往診料を算定できない。

検査、画像診断、投薬、注射等は算定可能。

(参考)保険医が、配置医師でない場合については、緊急の場合
又は患者の傷病が当該配置医師の専門外にわたるものである
ため、特に診療を必要とする場合を除き、それぞれの施設に入
所している患者に対してみだりに診療を行ってはならない。

(特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて
平成18年3月31日 保医発0331002)

※参考

・看護体制加算(I)(4単位)

看護師常勤1名以上

・看護体制加算(II)(8単位)

①(単独型・併設型)看護職員を常勤換算で25又はその端数を増すごとに1以上
(空床利用型)看護職員を常勤換算で25又はその端数を増すごとに1以上かつ、
配置基準+1名以上

②事業所の看護職員、または、医療機関・訪問看護ステーションの看護職員の連
携によって24時間連絡体制を確保

短期入所生活介護における看護体制加算について

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）

8 短期入所生活介護費

注9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

- (1) 看護体制加算(I) 4単位
- (1) 看護体制加算(II) 8単位

○厚生労働大臣が定める施設基準（平成24年3月13日厚生労働省告示第97号）

十五 指定短期入所生活介護における看護体制加算に係る施設基準

イ 看護体制加算(I)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

- (1) 指定短期入所生活介護事業所（当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第二百二十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホーム）において、常勤の看護師を一名以上配置していること。
- (2) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号。以下「通所介護費等の算定方法」という。）第三号に規定する基準に該当していないこと。

ロ 看護体制加算(II)を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

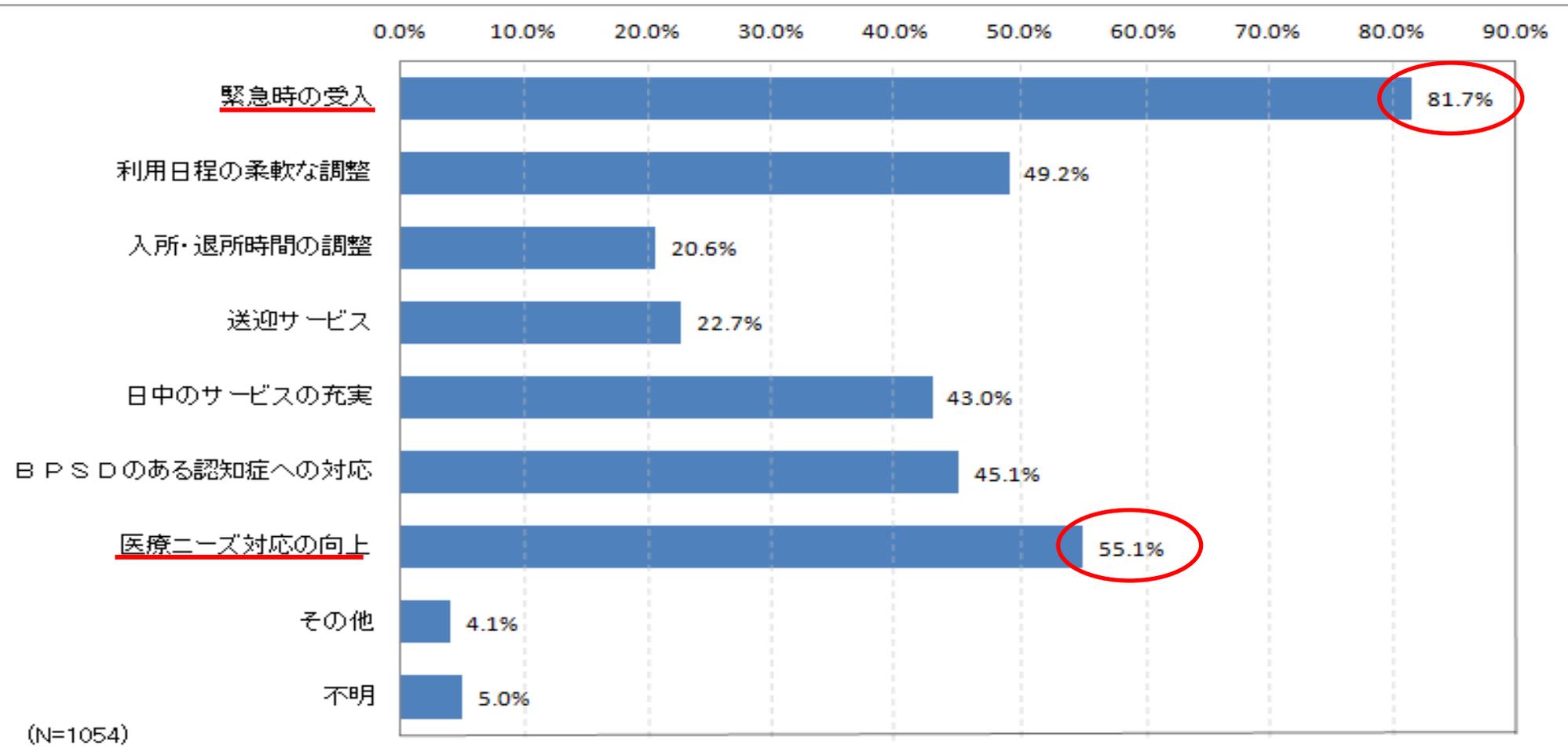
- (1) 指定短期入所生活介護事業所の看護職員の数に次に掲げる基準に適合すること。
 - (一) 指定短期入所生活介護事業所（当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第二百二十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）の看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が二十五又はその端数を増すごとに一以上であること。
 - (二) 指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第二百二十一条第二項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームの看護職員の数、常勤換算方法で、利用者の数（指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数）が二十五又はその端数を増すごとに一以上であり、かつ、特別養護老人ホーム基準第十二条第一項第四号に定める特別養護老人ホームに置くべき看護職員の数に一を加えた数以上であること
- (2) 当該指定短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準第六十条第一項第一号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）の看護職員との連携により、二十四時間連絡できる体制を確保していること。
- (3) イ(2)に該当するものであること。

(注) 看護体制加算(I)及び看護体制加算(II)は同時算定が可能であり、看護体制加算(I)の対象となる常勤の看護師についても、看護体制加算(II)における看護職員の配置数の計算に含めることが可能。

短期入所生活介護に対する要望

短期入所生活介護に対するケアマネジャーの要望としては、「緊急時の受入」や「医療ニーズ対応の向上」などが多い。

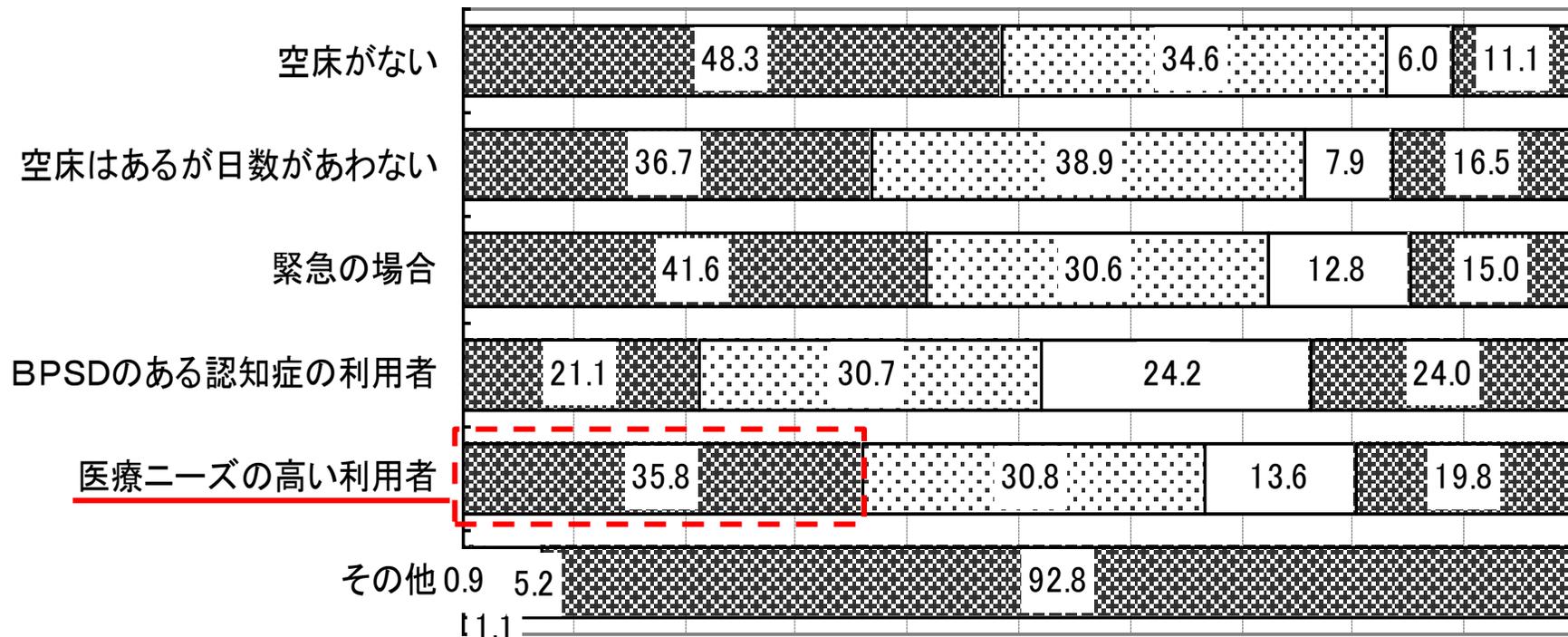
短期入所生活介護に対する要望(複数回答)(対象者:介護支援専門員)



短期入所生活介護の利用申し込みを拒否された経験とその理由

短期入所生活介護の申し込みを拒否された経験をケアマネジャーに尋ねたところ、医療ニーズの高い利用者について拒否されたことが「よくある」と回答したのは約36%であった。

短期入所生活介護 (N=1054) (%)

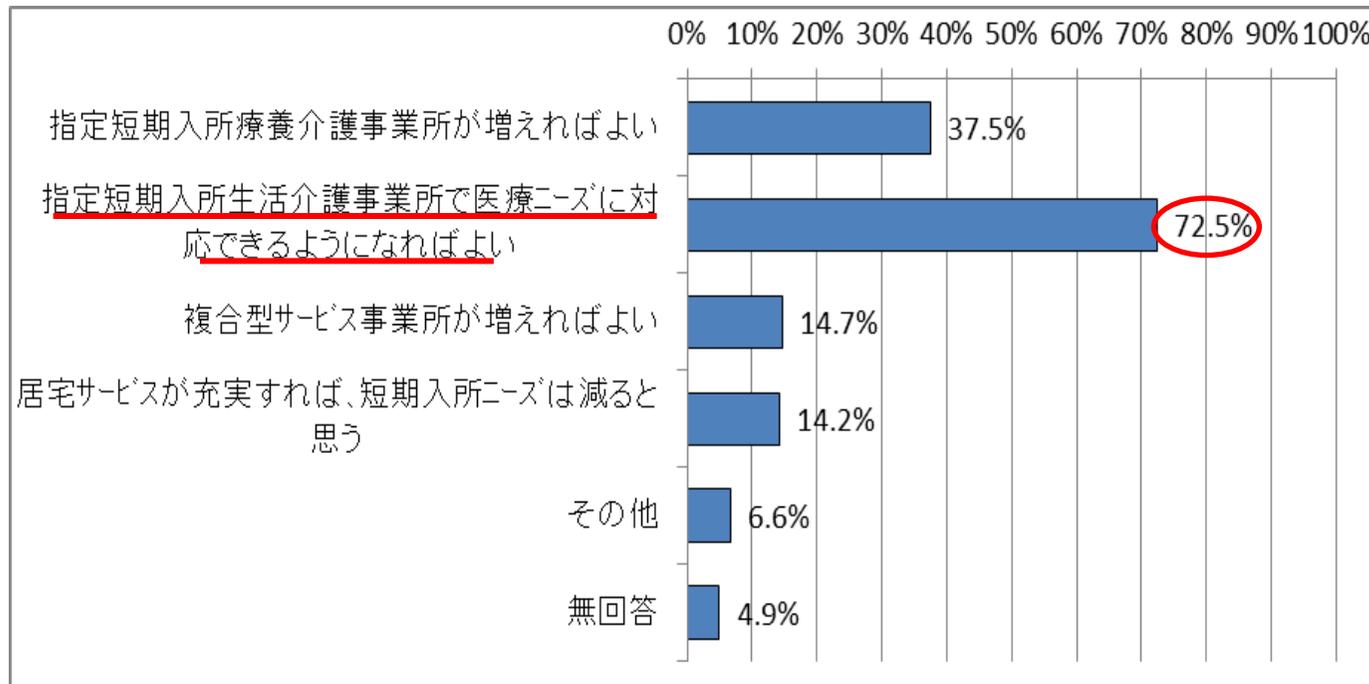


よくある
 ときどきある
 あまりない
 不明

医療ニーズを有する利用者の短期入所生活介護について

医療ニーズを有する利用者の短期入所について、「短期入所生活介護事業所で医療ニーズに対応できるようになればよい」と回答したケアマネジャーは約73%であった。

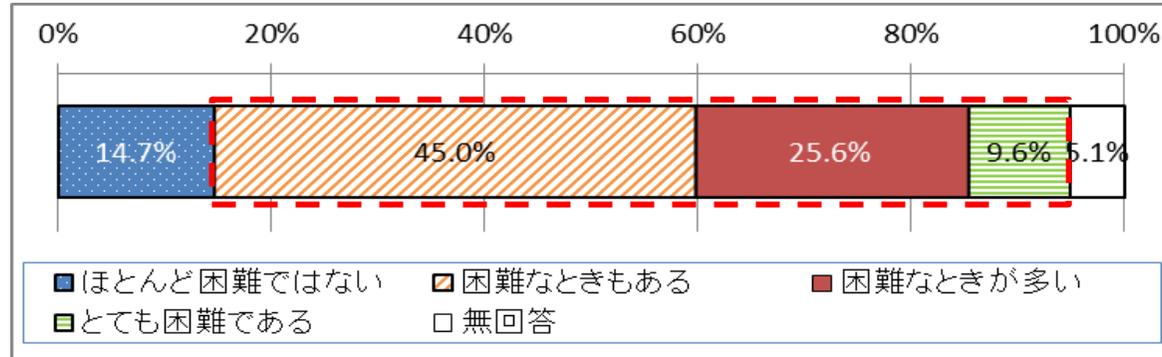
医療ニーズを有する利用者の短期について(n=1,439)



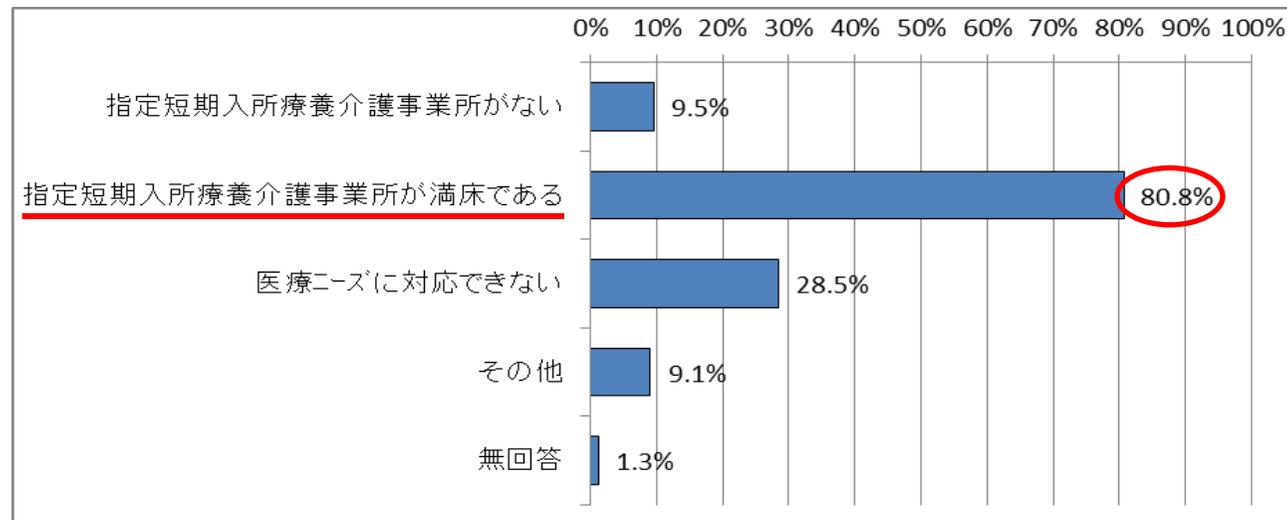
(参考) 計画的な短期入所療養介護の利用について

- 計画的な短期入所療養介護の利用が困難なことがあるかケアマネジャーに尋ねたところ、「困難なときもある」、「困難なときが多い」、「とても困難である」との回答が約80%であった。
- 困難な理由としては「指定短期入所介護事業所が満床である」が最も多かった。

計画的な短期入所療養介護の利用について(n=1,439)



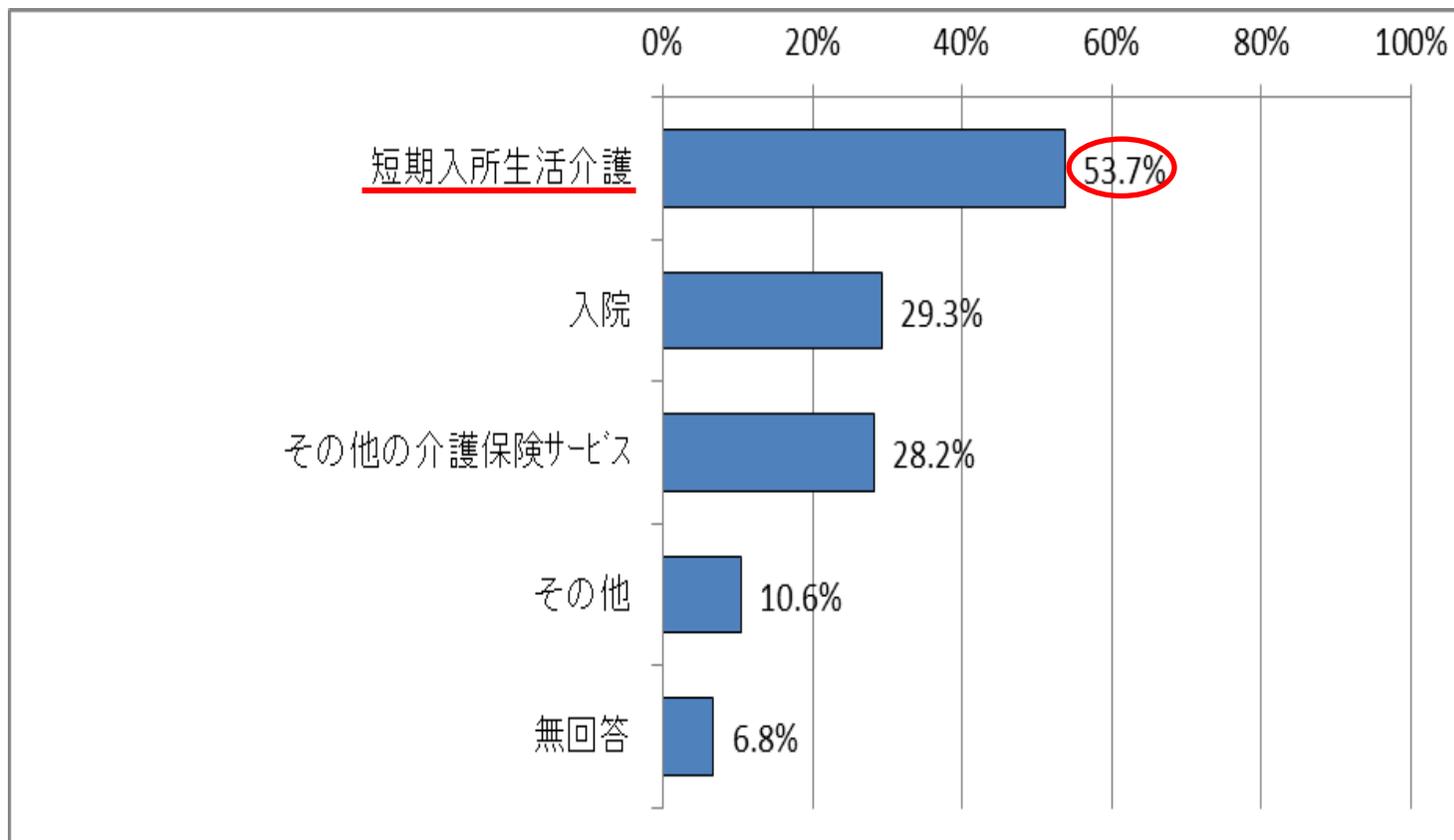
計画的な短期入所療養介護の利用が困難であった理由(n=1,154)



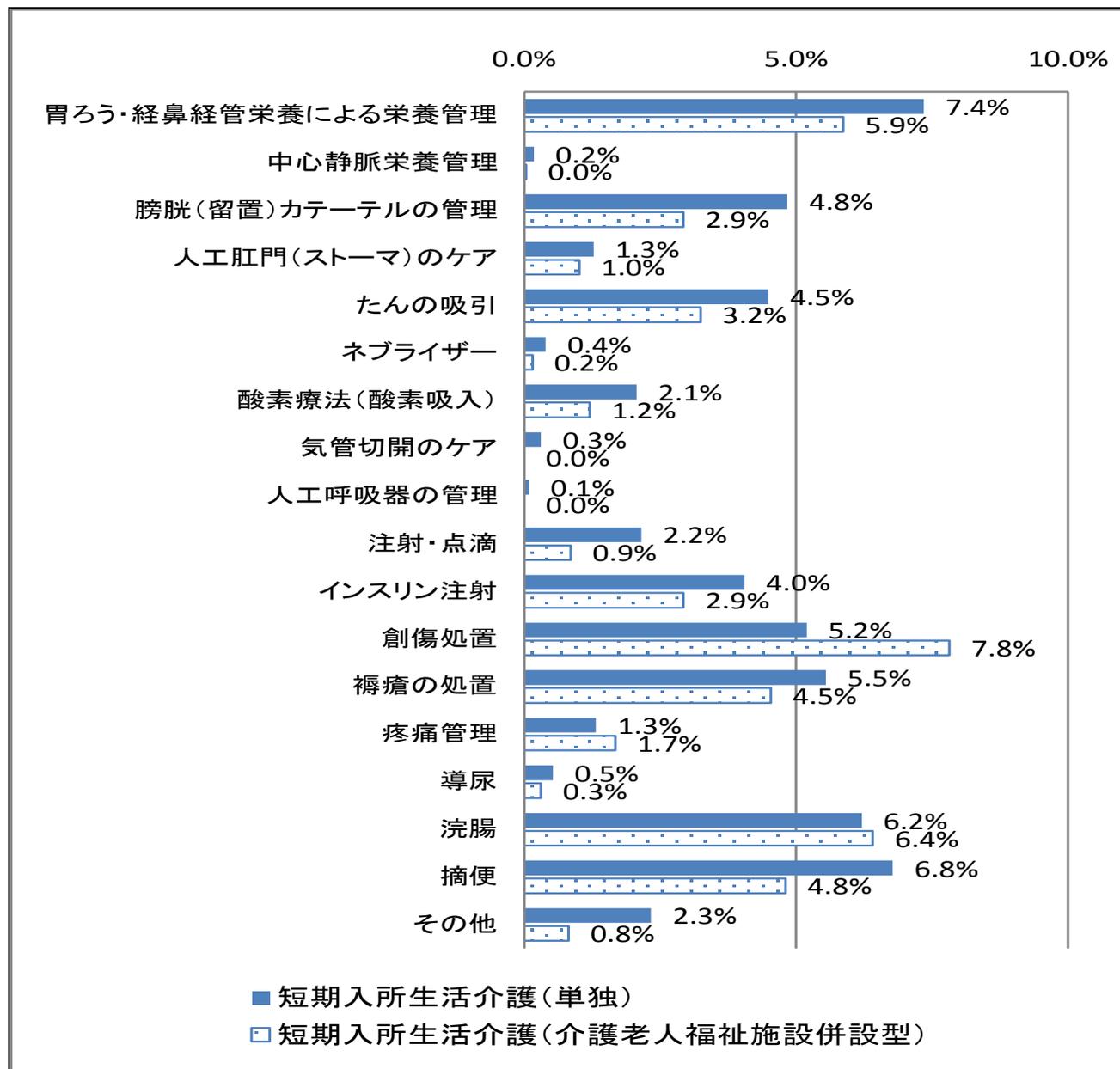
(参考) 短期入所療養介護が受け入れられない場合の対応

短期入所療養介護が受け入れられない場合、その代替として「短期入所生活介護」を利用すると回答したケアマネジャーが最も多い

短期入所療養介護が受け入れられない場合の対応 (n=1,439)



(参考) 短期入所生活介護における医療的ケアの実施割合



長期利用者の基本報酬の適正化について

論点4

長期間の利用者には、その利用実態を鑑み、基本報酬の適正化を行ってはどうか。

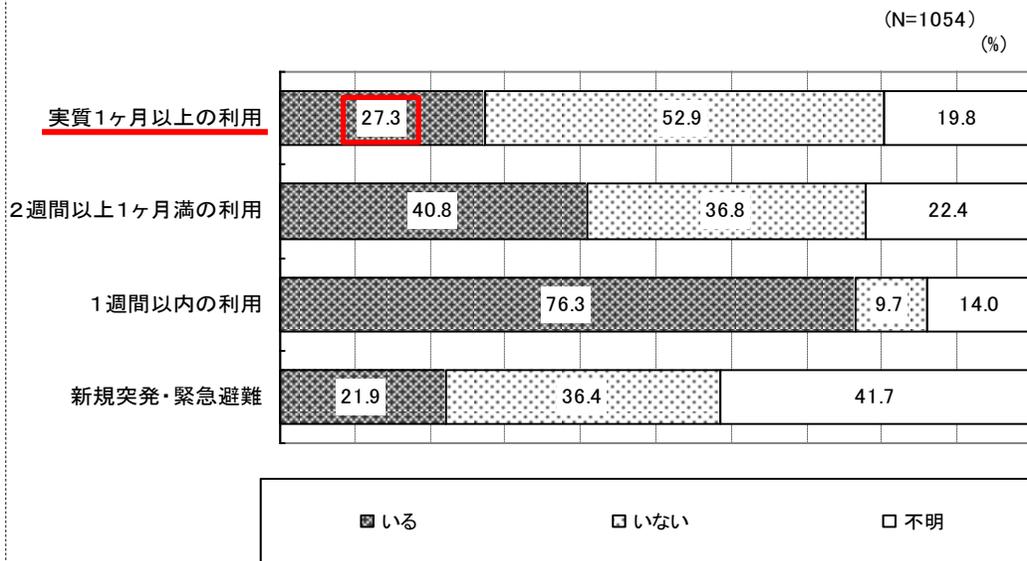
対応案

- 短期入所生活介護の基本報酬については、施設入所に比べ入退所が頻繁であり、利用者の状態が安定していないことなどから、特別養護老人ホームの基本報酬より高い設定となっているが、長期間の利用者(自費利用などを挟み実質連続30日を超える利用者)については、基本報酬の評価を適正化する。

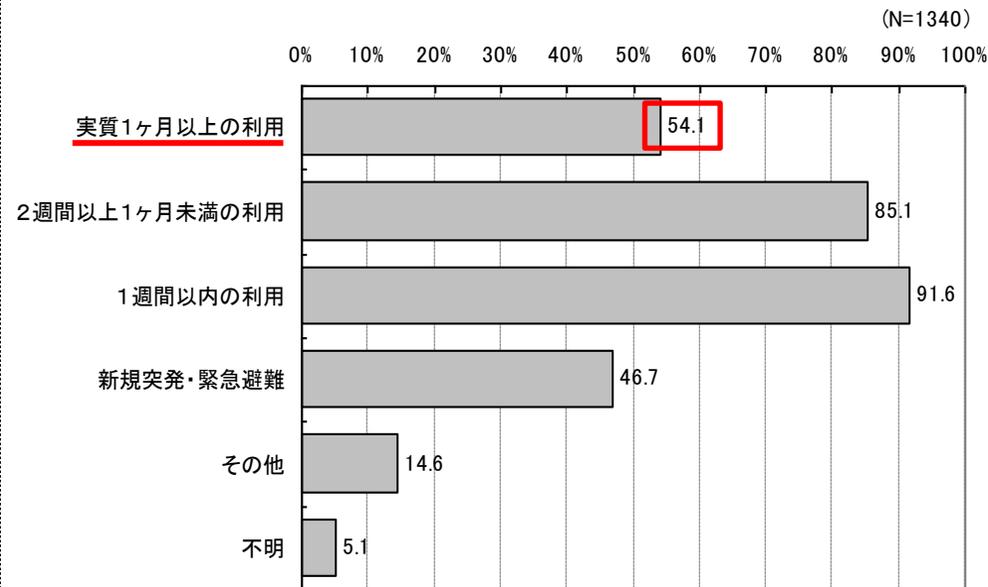
短期入所生活介護の利用状況について①

- 介護支援専門員の担当する利用者の中で、「実質1か月以上の利用している利用者」が「いる」と回答した割合は、27.3%であった。
- また、短期入所事業所における利用状況においては、「実質1か月以上の利用」が54.1%であり、かなりの割合で長期の利用者がいた。

【介護支援専門員が担当する短期入所生活介護利用者の利用状況】



【短期入所生活介護事業所における利用者の利用状況】



短期入所生活介護の利用状況について②

- 実質的に30日を超えて短期入所生活介護を利用し続けるケースとして、「10件以上ある」と回答した事業所は31.1%であった。
- 最長での利用期間としては、365日以上と回答した事業所は26.7%であった。

実質的に30日を超えて利用するケース	件数	%
0件	169	16.7
1件	80	7.9
2件	85	8.4
3件	72	7.1
4～9件	241	23.8
10件以上	314	31.1
件数不明(「たくさんある」など)	5	0.5
無回答	45	4.5
合計	1,011	100.0

実質的に30日を超えて利用するケースの利用期間(複数回答)	件数	%
60日未満	71	8.9
120日未満	168	21.1
180日未満	89	11.2
240日未満	91	11.4
365日未満	63	7.9
365日以上	213	26.7
日数不明(「長い期間」など)	2	0.3
無回答	100	12.5
合計	797	100.0

短期入所生活介護の利用日数等について

○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第十三条 指定居宅介護支援の方針は、第一条の二に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

二十 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）

(7) 指定居宅介護支援の基本取扱指針及び具体的取扱指針

① 短期入所生活介護及び短期入所療養介護の居宅サービス計画への位置付け（第二十号）

短期入所生活介護及び短期入所療養介護（以下「短期入所サービス」という。）は、利用者の自立した日常生活の維持のために利用されるものであり、指定居宅介護支援を行う介護支援専門員は、短期入所サービスを位置付ける居宅介護サービス計画の作成に当たって、利用者にとってこれらの居宅サービスが在宅生活の維持につながるように十分に留意しなければならないことを明確化したものである。

この場合において、短期入所サービスの利用日数に係る「要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えない」という目安については、居宅介護サービス計画の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、要介護認定の有効期間の半数の日数以内であるかについて機械的な適用を求めるものではない。

従って、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、この目安を超えて短期入所サービスの利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所サービスを居宅サービス計画に位置付けることも可能である。

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）

8 短期入所生活介護費

注12 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所生活介護については、短期入所生活介護費は、算定しない。

論点5

基準該当短期入所生活介護の基準緩和や小規模多機能型居宅介護の空床利用等を可能とし、緊急時における短期利用や宿泊ニーズに対応する環境の整備を促進してはどうか。

① 基準該当短期入所生活介護の整備促進

基準該当短期入所生活介護の基準を緩和し、緊急時における短期利用や宿泊ニーズに対応するための整備を促進してはどうか。

対応案

- 基準該当短期入所生活介護の提供は、緊急やむを得ない場合などの一定の条件下においては、専用の居室以外の静養室等での実施を可能とする。
- 基準該当短期入所生活介護事業所は小規模多機能型居宅介護事業所に併設して実施することも認める。この場合、浴室・トイレ等については共用を認めることとする。

基準該当短期入所生活介護の基準について

○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）

（指定通所介護事業所等との併設）

第百四十条の二十六 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所若しくは指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第五十二条第一項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

（利用定員等）

第百四十条の二十九 基準該当短期入所生活介護事業所は、その利用定員（当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を二十人未満とし、基準該当短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。

（参考）基準該当短期入所生活介護の静養室の一例



基準該当短期入所生活介護の基準に係る自治体条例

○富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (利用定員等)

第185条 基準該当短期入所生活介護事業所は、その利用定員（当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を20人未満とし、基準該当短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、基準該当短期入所生活介護を利用する緊急の必要がある指定通所介護事業所の利用者に対し、当該指定通所介護事業所の設備を利用することにより基準該当短期入所生活介護を提供する場合であって、当該指定通所介護事業所の利用者の処遇に支障がないときは、当該指定通所介護事業所の静養室等を基準該当短期入所生活介護事業所の居室とみなすことができる。

○富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (利用定員等)

第185条 基準該当短期入所生活介護事業所の利用定員（当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、20人未満であって、規則で定める数とし、基準該当短期入所生活介護事業所には、基準該当短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、規則で定める場合にあつては、専用の居室を設けないことができる。

○富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 (利用定員等)

第64条 条例第185条第1項の規則で定める数は、併設される指定通所介護事業所等の種類、当該指定通所介護事業所等の利用定員その他利用者の処遇上の必要性等を勘案し市長が相当と認める数とする。

2 条例第185条第1項ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれにも該当とする。

- (1) 併設される指定通所介護事業所等の静養室その他の設備を利用することにより基準該当短期入所生活介護を提供する場合
- (2) 当該基準該当短期入所生活介護を利用することにつき緊急かつやむを得ない事情があると市長が認める当該併設される指定通所介護事業所等の利用者に対してのみ基準該当短期入所生活介護を提供する場合
- (3) 当該指定通所介護事業所等の利用者の処遇に支障がないと認めるとき
- (4) 火災に係る利用者の安全性が確保されていると認める場合

(参考) 基準該当短期入所生活介護について

基準該当サービスとは

- 基準該当サービスとは、指定居宅サービスの要件(人員・設備・運営基準)の一部を満たしていない事業者のうち、厚生労働省令で定める一定の基準を満たすサービスをいう。
- 基準該当居宅サービスに係る介護報酬については、
 - ① 市町村が「必要があると認めるとき」に支給できるものとされ、(基準該当ショートを実施する場合は、市町村の事業許可が必要)
 - ② その額については、厚生労働大臣が定める介護報酬の額を基準として市町村が額を定めることとなっている。

【指定短期入所生活介護と基準該当短期入所生活介護の比較（異なる部分のみ抜粋）】

		指定短期入所生活介護	基準該当短期入所生活介護
従業者	医師	1人以上	不要（平成24年基準改定）
	生活相談員	①常勤換算方法で利用者100人に1以上 ②1人は常勤（利用定員20人未満の併設事業所は除く）	1人以上
	介護職員 又は 看護職員	①常勤換算方法で利用者3人に1以上 ②それぞれ1人は常勤（利用者定員20人未満の併設事業所は除く）	常勤換算方法で利用者3人に1以上
	栄養士	1人以上（利用定員40名以下で他の施設の栄養士と連携可能な場合は不要）	1人以上（利用定員に関わらず、他の施設の栄養士と連携可能な場合は不要）
利用定員等		(1) 20人以上（特別養護老人ホームの空床を利用する場合は20人未満に出来る） (2) 併設事業所は20人未満に出来る	利用定員は20人未満とする
設備等		廊下幅は1.8メートル以上（中廊下の幅は2.7メートル以上）	車椅子での円滑な移動が可能な廊下幅
居室面積		1人当たり10.65㎡	1人当たり7.43㎡（平成24年基準改定）

- ※ 基準該当短期入所生活介護は指定通所介護事業所又は社会福祉施設に併設しなければならない。
- ※ 指定短期入所生活介護と同様に基準該当短期入所生活介護には、夜勤を行う介護職員又は看護職員を1以上配置しなければならない。
- ※ 基準該当短期入所生活介護の整備については、都市部等で短期入所の緊急対応が難しい地域での整備が期待されている。

(参考) 基準該当短期入所生活介護の整備状況について

都道府県	H23.9.30 時点	H24.10.31 時点	H26.7.14 時点
北海道	3	3	4
青森県			
岩手県			
宮城県	12	10	10
秋田県	1	1	1
山形県	3	4	5
福島県			
茨城県	5	5	5
栃木県			
群馬県	1	1	1
埼玉県			1
千葉県	15	15	15
東京都	10	9	13
神奈川県	1	1	1
新潟県	7	10	13
富山県	30	33	31

都道府県	H23.9.30 時点	H24.10.31 時点	H26.7.14 時点
石川県			
福井県			
山梨県			
長野県	39	43	45
岐阜県	6	7	7
静岡県	1	1	1
愛知県	1	1	1
三重県	14	17	17
滋賀県	1	1	1
京都府		1	2
大阪府			
兵庫県	2	2	2
奈良県	4	5	6
和歌山県			
鳥取県			
島根県	4	3	6

都道府県	H23.9.30 時点	H24.10.31 時点	H26.7.14 時点
岡山県	1	1	1
広島県			
山口県			
徳島県			
香川県	1	1	1
愛媛県	6	6	5
高知県	2	2	10
福岡県			
佐賀県			
長崎県			
熊本県			
大分県	1	1	1
宮崎県	3	3	4
鹿児島県	1	1	1
沖縄県			

全国合計	175	188	211
------	-----	-----	-----

注) H23.9.30時点のデータはWAM NET 介護保険事業者情報
H24.10.31時点のデータは厚生労働省調べ
H26.7.14時点のデータは国保連提供データに基づく厚生労働省調べ

② 小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスの宿泊室の利活用

緊急時における短期利用や宿泊ニーズの環境を整備するため、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスの宿泊室に空床がある場合など一定の条件下においては、短期利用を認めてはどうか。

対応案

- 登録定員に空きがある場合であって、当該日において宿泊室に空きがある場合には、緊急やむを得ない場合などの一定の条件を付した上で、登録者以外の短期利用を可能とする。